

**マイナンバーカードの有効期間の基準年齢の変更にについて**

令和4年4月1日から民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

現在、マイナンバーカードの有効期限については、個人番号カード等省令の規定により、カードの発行日において

- ・20歳以上の者は10年間(発行日後10回目の誕生日まで)

- ・20歳未満の者は5年間(発行日後5回目の誕生日まで)とされているところ、右記の成年年齢の引き下げに合わせ、この基準年齢を18歳とする改正が行われました。

なお、改正の施行日前後における有効期限の判定については、地方公共団体情報システム機構が公布申請を受理した日を基準とします。

- ・申請受付日が令和4年4月1日より前の場合には、20歳以上の方が有効期間10年(それ未満は5年)申請受付日が4月1日以降の場合には、18歳以上の方の有効期間10年(それ未満は5年)となります。

**マイナンバーカード申請サポートを行っています(無料)**

「マイナンバーカードの申請がまだ済んでいない」、「カードを作りたいが申請の方法が良くわからない」という方へ役場で職員が申請サポートします。

健康保険証利用や、引き続き実施される消費活性化対策としてマイナポイントなどマイナンバーカードを活用した経済対策が行われています。いつでも作成できますのでお気軽にご相談ください。

**◆サポート内容**

- ・顔写真撮影

- ・マイナンバーカード申請の代行

**◆受付時間**

午前8時30分～午前11時30分

午後1時～午後4時30分

※土日祝日・年末年始を除きます。

**◆お持ちいただくもの**

1 通知カード

2 印かん(認印)

3 本人確認書類(左記のAの1点もしくはBの2点。有効期限があるものは有効期限内に限ります)

**A**

運転免許証・運転経歴証明証(平成24年4月1日以降のもの)・パ

スポーツ(旅券)・住民基本台帳カード(顔写真付)・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮在留許可書

B 健康保険証・年金手帳・各種年金証書・生活保護受給者証・児童扶養手当証書・顔写真付きの学生証や、社員証など

**◆マイナンバーカード交付までの期間**

マイナンバーカードの交付申請からおおむね1カ月。

**◆注意事項**

マイナンバーカードの申請、受け取りの際は、必ず申請者本人がお越しください。また、15歳未満の場合は、法定代理人(親権者)の方と一緒にお願いします。

○お問い合わせ  
本庁住民課 住基戸籍係

☎4312800

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎5513701

**オーガニックコットンを育ててみませんか**

NPO 砂浜美術館によるTシャツアート展では、人と自然のつきあい方を考える取組のひとつとして、黒潮町内でオーガニックコットン(綿)を育て、少しの割合ですがTシャツに織り込んでいます。

黒潮町で綿を育ててくださる方を募集します。種をお配りしますのでご参加いただける方は砂浜美術館までお越しください。

**◆配布期間**

4月10日(日)～4月24日(日)

**◆参加費** 無料(申込不要・先着順)

**◆有機栽培(無農薬・無化学肥料)**で栽培していただける方に限ります。

**◆収穫した綿は冬に回収します。**

**◆苗ではなく種の配布になります。**

○配布場所・お問い合わせ

NPO 砂浜美術館事務局

(ビオスおおがた情報館内)

☎4314915



綿花



SUNABI.COTTON  
すなびコットンInstagram